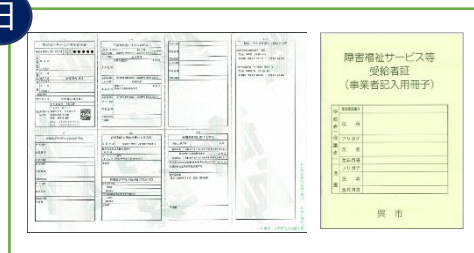


令和8年
10月13日
から

福祉サービス受給者証が変わりました。

旧



障害福祉サービス・地域生活支援事業
・障害福祉サービス等受給者証 + 事業者記入用冊子

児童通所
・通所受給者証 + 事業者記入用冊子

新

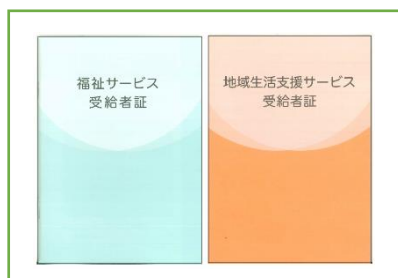


障害福祉サービス・児童通所
・福祉サービス受給者証(冊子) + 受給者証(シール)

地域生活支援事業
・地域生活支援サービス受給者証(冊子) + 受給者証(シール)

受給者証が届いたら・・・

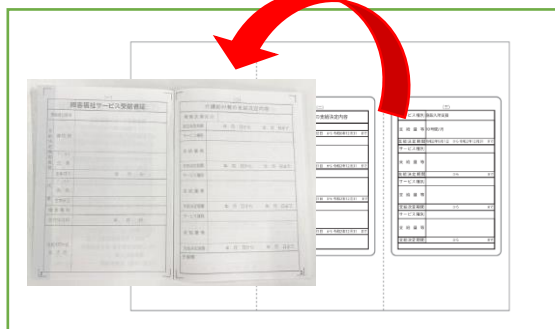
「福祉サービス受給者証(冊子)」及び「地域生活支援サービス受給者証(冊子)」は相談支援事業所と障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等に提出してください。
「受給者証(シール)」は貼っています。



提出する

- ① 相談支援事業所
- ② 障害福祉サービス事業所
- ③ 障害児通所支援事業所
- ④ 地域生活支援事業所

今後、更新や変更の際は、受給者証(シール)のみ送付しますので、これまでの受給者証(シール)部分に重ねて貼り、冊子は引き続きご使用ください。



【シールを貼るページ】

〈障害福祉サービス・児童通所〉

- ・障害福祉サービス受給者証 P2～P7
- ・通所受給者証 P29～P33

青色の冊子

《地域生活支援サービス》

- ・地域生活支援事業受給者証 P2～P6

オレンジの冊子

【問合せ先】

呉市役所 障害福祉課 支援グループ
Tel 0823-25-3523